

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【公開番号】特開2008-17920(P2008-17920A)

【公開日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2008-004

【出願番号】特願2006-190400(P2006-190400)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 K

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 2 J

A 6 3 F 5/04 5 1 2 R

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月10日(2009.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体の預入数を保持する預入数保持手段と、

遊技媒体の賭け数を保持する賭け数保持手段と、

遊技者により投入された遊技媒体を検出する媒体検出手段と、

前記媒体検出手段による遊技媒体の検出に基づいて遊技媒体の受入を検知し、遊技媒体の前記受入に応じて前記賭け数及び前記預入数のいずれか一方を選択的に更新する媒体受入制御手段と、

遊技者による賭け操作を検出する預入媒体賭け手段と、

前記預入媒体賭け手段による賭け操作の検出に基づいて前記賭け数及び前記預入数を更新する預入媒体賭け制御手段と、

遊技媒体を放出する媒体放出手段と、

前記媒体放出手段により放出される遊技媒体を検出する放出媒体検出手段と、

前記遊技媒体の獲得条件の成立に応じて、前記預入数の更新及び前記媒体放出手段による前記遊技媒体の放出の少なくとも一方を制御する媒体獲得制御手段と、

前記遊技者による精算操作を検出する精算操作手段と、

前記精算操作手段による精算操作の検出に応じて、少なくとも前記預入数を参照して排出予定数を決定し、前記媒体放出手段による遊技媒体の放出を前記排出予定数と前記放出媒体検出手段による遊技媒体の検出に基づいて制御する精算制御手段と、

前記遊技媒体の精算を報知する精算報知手段と、

前記精算報知手段による前記精算の報知を制御する精算報知制御手段と、

を備える遊技機であって、

前記精算報知制御手段が、前記精算操作手段による前記精算操作の検出に応じて前記精算報知手段に、前記排出予定数が規定排出数未満である場合に標準精算報知態様による精算報知を行わせ、かつ前記排出予定数が前記規定排出数以上である場合に前記標準精算報知態様よりも遊技者の感覚器を刺激する多量精算報知態様による精算報知を少なくとも行わせることを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記精算制御手段が、精算制御部と、前記排出制御部とを含み、

前記精算制御部が、前記精算操作手段に対する精算操作を検知し、前記精算操作の検知に応じて少なくとも前記預入数を参照して前記排出予定数を決定し、前記精算操作の検知に応じて遊技媒体の精算を開始し、かつ前記排出制御部による前記媒体放出手段からの遊技媒体の排出の終了の検知に基づいて遊技媒体の精算を終了し、

前記排出制御部が、前記排出予定数と前記放出媒体検出手段による遊技媒体の検出に基づいて前記媒体放出手段を制御し、前記放出媒体検出手段による遊技媒体の検出に基づいて前記預入数を更新し、かつ前記排出予定数と前記放出媒体検出手段による遊技媒体の検出に基づいて前記媒体放出手段からの遊技媒体の排出の終了を検知し、

前記精算報知制御手段が、前記標準精算報知態様及び前記多量精算報知態様にそれぞれ対応する互いに異なる標準精算報知情報及び多量精算報知情報を保持する精算報知情報保持部と、前記標準精算報知情報を参照して前記標準精算報知態様による精算報知を制御し、前記多量精算報知情報を参照して前記多量精算報知態様による精算報知を制御する精算報知制御部と、前記規定排出数を保持する規定排出数保持部と、前記排出予定数と前記規定排出数とを参照して前記標準精算報知態様による精算報知と前記多量精算報知態様による精算報知との選択を制御する報知態様制御部とを含む請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記精算報知制御手段が、前記排出予定数が前記規定排出数未満である場合には、前記標準精算報知態様による精算報知のみを行わせ、前記排出予定数が前記規定排出数以上である場合には、前記多量精算報知態様による精算報知のみを行わせる請求項 1 に記載の遊技機。

【請求項 4】

前記精算報知制御手段が、前記排出予定数が前記規定排出数未満である場合には、前記標準精算報知態様による精算報知のみを行わせ、前記排出予定数が前記規定排出数以上である場合には、前記標準精算報知態様による精算報知と前記多量精算報知態様による精算報知との双方を行わせる請求項 1 に記載の遊技機。